

北電販リ第2号
令和6年12月2日

内閣総理大臣認定

特定適格消費者団体・適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松久 三四彦 殿

北海道電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 齋藤晋



ご回答

令和6年1月29日付照会書について、下記のとおり回答いたします。

記

再照会事項1

本件措置命令別表「表示期間」欄記載の期間に関して、消費者が貴社において供給する家庭用の電気及び都市ガスをセットで契約された消費者の契約数につき、ご教示ください。あわせて、上記の消費者の契約につき、各契約日の最も早いものと最も遅いものについてもご教示ください。

(回答)

- ・課徴金対象期間の18カ月間における延べ契約口数は約21万口です。
- ・契約日の早いものは令和3年1月4日で、最も遅いものは令和4年5月25日です。

再照会事項2(1)

- ア) 貴社が消費者に対して電話で説明したとされます「エネモールへの登録について」の説明とは、具体的にどのような説明でしょうか。説明にあたっての手引き等がありましたら、ご開示ください。
- イ) 貴社が消費者に対して送付されていたという「重要事項説明書やハガキ」に記載されていた「エネモールへの登録について」の説明とは、具体的にどのような説明でしょうか。貴社が当時、実際に消費者に対して送付していた重要事項説明書やハガキの書式も開示ください。

(回答)

ご契約いただくお客さまに対する電話および書面での対応は次のとおりです。

ア) お客さまとの電話対応においては、オペレーターが次の4点をすべて説明する運用としています。なお、手引き等はございません。

- ・契約内容や請求情報等をWEBサービス「ほくでんエネモール」で確認いただくこと。
- ・電気・ガスとともに検針票は発行されないため、毎月の使用量はインターネットで確認いただくこととなること。
- ・契約開始後1週間～10日程度で、「ほくでんエネモール」への登録に関するご案内のハガキが届くため、到着後速やかに手続きいただくこと。
- ・手続きが完了していない場合、ポイントを付与することができないこと。

イ) 「重要事項説明書」では、「1. 需給契約の申込み」で「原則として当社が提供するWebサービス「ほくでんエネモール」にご登録いただきます。」としており、「その他」にて「エネモポイントの付与および利用に関する諸条件は、ほくでんエネモール利用規約に定めるところによる」と記載しております。

「ハガキ」は中面に「エネモールに登録すると、こんなことができるよ!」の一つに「ポイントも貯まります!」とご紹介するとともに、裏面には「お手続きがお済みでない場合、電気料金お支払額に応じたポイントが貯まりませんので、必ずご登録ください。」と記載しております。

添付資料

- 別紙1 「重要事項説明書（電気）」
- 別紙2 「重要事項説明書（ガス）」
- 別紙3 「青色ハガキ」

再照会事項2（2）

「重要事項説明書」につき、貴社が当時、実際に消費者に対して送付していた重要事項説明書の書式もご開示ください。

(回答)

- ・別紙1および別紙2のとおりです。

照会事項2 (3)

対象となる消費者に対して提供した電気事業法に定める契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面並びにガス事業法に定める契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面もご開示ください。

(回答)

- ・別紙1および別紙2のとおりです。
- ・契約締結前交付書面と契約締結後交付書面は同一様式となります。

以 上

内容を十分にお読みください

ご契約に関する重要な事項のご案内

本書は、電気事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要な事項を説明するものです。下記事項のほか、電気標準約款「低圧」および需給契約要綱を必ずお読みください。

なお、電気標準約款「低圧」および需給契約要綱は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）でご確認いただけます。

1. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気標準約款「低圧」（以下「標準約款」といいます。）、需給契約要綱（以下「契約要綱」といいます。）および一般送配電事業者の北海道電力ネットワーク株式会社（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものは、電磁的方法、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。
- (2) 原則として当社が提供するWebサービス「ほくでんエネモール」にご登録いただきます。
- (3) 契約先を他社から当社へ変更される場合には、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
- イ 現在の電気のご契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等の請求を受ける可能性があります。
 - ロ 現在の電気のご契約においてポイントなどのサービスがある場合には、解約にともないポイントなどが失効する場合があります。
 - ハ 現在の電気のご契約において継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない継続利用期間が消滅する場合があります。
 - ニ 現在の電気のご契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社との契約中に使用された電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる場合があります。

2. 契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、標準約款および契約要綱による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。
- なお、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることができます。
- また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することができます。

3. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(2) 当社は、天候、用地事情、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

4. 供給電圧および周波数

供給電圧は、標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

5. 契約電流、契約容量または契約電力の決定方法

契約電流、契約容量または契約電力は、原則として次により決定いたします。契約電流等の決定方法は、料金プランによって異なりますので、詳しくは各契約要綱をご確認ください。

(1) お客さまの申出により定める場合

各契約要綱に定めるアンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(2) 契約主開閉器の定格電流により定める場合

契約主開閉器の定格電流にもとづき、各契約要綱に定める算定方法により算定された値といたします。

(3) 最大需要電力により定める場合

各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(4) 協議により定める場合

契約負荷設備の内容を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

6. 料金の単価および算定方法

- (1) 月々の料金は、基本料金、電力量料金（燃料費調整額を含みます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、割引を設定している料金プランの場合は、その合計から各契約要綱に定める各割引額を差し引いた金額といたします。

イ 基本料金

契約電流、契約容量または契約電力によって1月単位（期間区分を設定している料金プランの場合は1月における期間区分単位）に決められた料金です。

なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

(1) 1月の使用電力量に電力量料金単価を乗じて算定いたします。

(2) 時間帯区分および期間区分を設定している料金プランの場合は、1月の時間帯別または期間区分ごとの使用電力量に、各契約要綱に定める時間帯別または期間区分ごとの電力量料金単価を乗じて算定いたします。また、定額料金および従量料金を設定している料金プランの場合は、1月の使用電力量のうち各契約要綱に定める定額料金適用電力量までは定額料金を、これをこえる使用電力量には従量料金を適用して算定いたします。

(3) 燃料費調整単価に使用電力量を乗じた金額を燃料費調整額として差し引き、または加えて算定いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

経済産業大臣が定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に1月の使用電力量を乗じて算定いたします。

- (2) 燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当社の事務所に掲示する方法および当社のホームページ（www.hepco.co.jp）等でお知らせいたします。

- (3) 各料金プランの適用条件、料金単価等の詳細については、当社

のホームページ（www.hepco.co.jp）に掲載している各契約要綱等をご確認ください。

7. 檢針日

検針は、お客さまごとに当該一般送配電事業者があらかじめ定めた日（当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者が行ないます。ただし、やむをえない事情がある場合には、当該一般送配電事業者は、あらかじめ定めた日以外の日に検針することができます。

8. 料金の算定期間

- 料金の算定期間は、託送約款等に定める検針期間または計量期間（以下「計量期間等」といいます。）とし、料金は、当該期間を「1月」として算定期間とします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。
- 需給契約の開始、消滅、変更等があった場合には、料金を日割計算いたします。

9. 使用電力量等の算定期間

- 使用電力量は、原則として、当該一般送配電事業者が取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量し、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
なお、時間帯区分および期間区分を設定している料金プランの場合は、料金の算定期間における時間帯別または期間区分ごとの使用電力量は、これに準ずるものといたします。
- 料金の算定期間における最大需要電力は、託送約款等に定める接続供給電力（30分ごとの接続供給電力量の値を2倍した値）の最大値といたします。
- 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果等を原則として「ほどくエンネモール」によりお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせすることがあります。
- 計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

10. 料金の支払義務および支払期日

- お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。
- お客さまの料金の支払期日は、(1)の支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日とし、料金は支払期日までに支払っていただきます。

11. 料金その他の支払方法

- 料金については毎月、工事費負担金等相当額についてはそのつど、原則として当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- 料金については、原則として口座振替またはクレジットカードにより支払っていただきます。ただし、特別な事情がある場合には、当社が指定した様式により当社が指定した金融機関を通じて払い込みにより支払っていただきます。
- 料金を口座振替またはクレジットカードにより支払っていただくことを

適用条件とする料金プランの場合には、当社は、お客さまがお客さまの都合によって料金をこれ以外により支払っていることを確認した場合、契約要綱にもとづき、契約種別を特定小売供給約款に規定する従量電灯に変更いたします。

12. 延滞利息

- お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年10パーセントの延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過して口座から引き落とされたとき、または支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、延滞利息を申し受けません。
- 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定期間の対象となる料金を支払った直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

13. 工事費負担金等相当額の申受け等

- 当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- 当社が当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算いたします。
- 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。

14. 需給開始後の需給契約の消滅または変更による料金および工事費負担金等相当額の精算

- お客さまが、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された以降1年に満たないで需給契約を廃止しようし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常災害等やむをえない理由による場合を除きます。
- (1)の場合で、当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

15. 解約等

- お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
 - 託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - お客さまが他の契約（既に消滅しているものを含みます。また、ガスの需給契約を含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - 標準約款および契約要綱によって支払いを要することになった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金

等相当額その他標準約款および契約要綱から生じる金銭債務をいいます。) を支払われない場合

ホ お客様がその他標準約款および契約要綱に反した場合

- (2) お客様が、需給契約の廃止の通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

16. 違 約 金

(1) お客様が、次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 動力を使用する需要に適用する契約種別を適用する場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。

(2) (1)の免れた金額は、標準約款および契約要綱に定める供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

17. 損害賠償の免責

(1) 記載約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 記載約款等に定めるところによって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合または標準約款に定める事項によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

18. 設 備 の 賠 償

(1) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、修理可能の場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。

(2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

19. 需要場所への立ち入りによる業務の実施

(1) 当社は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ロ その他標準約款および契約要綱によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

(2) 当該一般送配電事業者は、記載約款等に定めるところにより、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入ることがあります。

す。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

20. 保安に対するお客様の協力

(1) 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客様が当該一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。

(3) お客様が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客様にその内容の変更をしていただことがあります。

21. 需給契約の変更

お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。この場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト(「ほくでんエモール」を含みます。)に掲載する方法等によりお客様にお知らせすることができます。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

22. 需給契約の廃止

お客様が標準約款および契約要綱にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当該一般送配電事業者は、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。

23. 信用情報の共有

標準約款および契約要綱によって支払いを要することになった料金その他の債務について、お客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

24. そ の 他

(1) 契約期間の満了に先だって、原則として適用を受ける契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(2) 契約要綱の契約種別から他の契約種別に変更された後1年間は、

原則として他の契約種別に変更される前に適用を受けていた契約要綱を適用いたしません。

(3) 最大需要電力にもとづいて契約電力を定めた後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてお客さまの申出または契約主開閉器の定格電流にもとづいて契約電流、契約容量もしくは契約電力を定めることはできません。また、お客さまの申出または契約主開閉器の定格電流にもとづいて契約電流、契約容量もしくは契約電力を定めた後 1 年に満たないお客さまについては、原則として最大需要電力にもとづいて契約電力を定めることはできません。

(4) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、標準約款および契約要綱を変更することができます。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気標準約款【低圧】および需給契約要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、標準約款および契約要綱を変更する必要が生じた場合

ハ その他、標準約款および契約要綱を変更すべき合理的な事由が生じた場合

(5) 標準約款および契約要綱を変更する場合には、当社は、標準約款および契約要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることができます。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することができます。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

(6) ほくでんエネモールをご利用いただける「エネモポイント」の付与および利用に関する諸条件は、ほくでんエネモール利用規約に定めるところによります。

なお、ほくでんエネモール利用規約は、ほくでんエネモールホームページ（www.enemall.hepco.co.jp）をご確認ください。

(7) 本書に記載のある事項のほか、お客さまからの申込みにおける契約締結前の供給条件の説明について電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等により行なうことがあります。また、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることができます。

(8) 別途定めるキャンペーンの適用を受ける場合の適用条件、実施概要等の詳細については、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）等に掲載しているキャンペーン実施規約をご確認ください。

(9) 本書に記載のある事項は、お客さまとの需給契約上特に重要となる事項を抜粋したものであり、需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、需給契約の詳細は、標準約款および契約要綱に定めるところによります。

クーリングオフについて

次の事項は、「特定商取引に関する法律」に定める「訪問販売」および「電話勧誘販売」に該当する場合に適用となります。

1. お客様が「訪問販売」および「電話勧誘販売」で契約された場合、本書面を受領した日から 8 日を経過する日までの間は、書面により無条件での申込みの撤回または契約の解除を行なうこと（以下「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力は、お客様が書面を発信したときから発生します。

2. 前項の場合、お客様は、

① 解約手数料および違約金の支払いを請求されることがありません。

② すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。

③ 電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。

④ すでに料金の一部または全部を支払っている場合は、すみやかにその金額の返還を受けることができます。

⑤ 電気の供給にともない、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために、当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、または当社が威迫したことによりお客様が困惑してクーリングオフを行なわなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、書面によりクーリングオフすることができます。

お問い合わせ先

●電話によるお手続き・お問い合わせ

ほくでん契約センター

（電話番号） 0120-12-6565

受付時間：平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～15:00

（休業日：日曜日・祝日、12月29日～1月3日）

●インターネットによるお手続き

（お引越し、ご契約変更のお手続きなど）

当社ホームページ

（URL） www.hepco.co.jp

受付時間：24 時間（システムメンテナンス時間帯を除く）

北海道電力株式会社

（小売電気事業者登録番号 A0267）

所在地 〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地

内容を十分にお読みください

ガスのご契約および電気ガスセット割引に関する重要事項のご案内

本書は、ガス事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要事項を説明するものです。下記事項のほか、ガス標準約款、需給契約要綱および電気ガスセット割引要綱を必ずお読みください。

なお、ガス標準約款、需給契約要綱および電気ガスセット割引要綱は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）でご確認いただけます。

I. ガスのご契約に関する重要事項

1. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たにガスの需給契約を希望される場合は、あらかじめガス標準約款（以下「標準約款」といいます。）、需給契約要綱（以下「契約要綱」といいます。）ならびに北海道瓦斯株式会社（以下「託送供給会社」といいます。）が定める託送供給約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものは、電磁的方法、電話等による申込みを受け付けることがあります。
- (2) お客さまは、ガスの需給契約の申込みについて、次の事項を承諾のうえ、申込みをしていただきます。
なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
イ 託送約款等に定める算定要件等に関する事項を遵守すること。
ロ 需給契約の締結に必要な事項のうち、託送供給会社が託送供給のために必要な事項について、当社が託送供給会社に提供すること。
ハ ガス事業法令に定める直近の消費機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当社が託送供給会社から提供を受けること。
ニ お客さま等の資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線よりガス栓までの供給施設について、託送供給会社が工事を実施したものであること。ただし、託送供給会社が特別に認める場合はこの限りではありません。
- (3) お客さまは、ガスを新たに使用するためにガス工事を申し込む場合およびガス栓の増減、内管またはガスマーテーの位置替え等供給施設の変更をしようとされる場合は、託送供給会社が定めるガス工事約款を承諾のうえ、託送供給会社に申込みをしていただきます。
- (4) 原則として当社が提供するWebサービス「ほくでんエネモール」にご登録いただきます。
- (5) 契約先を他社から当社へ変更される場合には、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
イ 現在のガスのご契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等の請求を受ける可能性があります。
ロ 現在のガスのご契約においてポイント等のサービスがある場合には、解約にともないポイント等が失効する場合があります。
ハ 現在のガスのご契約において継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない継続利用期間が消滅する場合があります。
ニ 現在のガスのご契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社との契約中に使用されたガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる場合があります。

2. 契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、託送供給会社との託送供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、ガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することができます。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、標準約款および契約要綱による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。
なお、ガス事業法第14条に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）およびガス事業法第15条に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることができます。
また、変更ならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

3. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承認したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかにガスを供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用世交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めてガスを供給いたします。

4. ガス料金の単価および算定方法

- (1) 月々のガス料金は、基本料金および従量料金（原料費調整額を含みます。）の合計といたします。
なお、電気ガスセット割引については、適用条件を満たす場合に適用いたします。
イ 基本料金
1ヶ月の使用量によって1ヶ月単位に決められた料金です。
ロ 従量料金
(I) 1ヶ月の使用量に従量料金単価を乗じて算定いたします。
(II) 原料費調整単価に使用量を乗じた金額を原料費調整額として差し引き、または加えて算定いたします。
- (2) 原料費調整単価は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）等でお知らせいたします。
- (3) 各料金プランの適用条件、料金単価等の詳細については、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）に掲載している各契約要綱等をご確認ください。

5. 検針日

検針日は、託送約款等により、託送供給会社が払出地点ごとに定例検針を行なう日としてあらかじめ定めた日といたします。

6. ガス料金の算定期間

- (1) ガス料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とし、ガス料金は、当該期間を「1ヶ月」として算定いたします。ただし、ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のガス料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日（前日までの期間）といたします。
- (2) 需給契約の開始、消滅等があった場合には、ガス料金を日割計算いたします。

7. 使用量の算定

- (1) ガス料金の算定期間における使用量は、お客さまに係る払出地点について、託送約款等に定めるところにより検針または算定されたガス量といたします。
- (2) 当社は、託送供給会社から受領した検針の結果を原則として「ほくでんエネモール」によりお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせすることができます。
- (3) ガスマーテーの故障等によりガス量を正しく計量できなかつた場合には、ガス料金の算定期間の使用量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

8. ガス料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまのガス料金の支払義務は、託送供給会社から受領した検針の結果とともにとづき、当社にてガス料金の請求が可能となった日に発生いたします。
- (2) お客さまのガス料金の支払期日は、(1)の支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日とし、ガス料金は支払期日までに支払っていただきます。また、他の契約（電気の需給契約も含みます。）の料金と一緒に支払っていただいく場合の支払期日は、その月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

9. ガス料金その他の支払方法

- (1) ガス料金については毎月、工事負担金等相当額その他についてはそのつど、原則として当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- (2) ガス料金については、原則として口座振替またはクレジットカードにより支払っていただきます。ただし、特別な事情がある場合には、当社が指定した様式により当社が指定した金融機関を通じて払い込みにより支払っていただきます。

10. 延滞利息

- (1) お客さまがガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年10パーセントの延滞利息を申し受けます。ただし、ガス料金を口座振替により支払われる場合で当社の都合によりガス料金が支払期日を経過して口座から引き落とされたとき、または支払

期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、延滞利息を申し受けません。

(2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となるガス料金を支払った直後に支払義務が発生するガス料金とあわせて支払っていただきます。

11. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

当社は契約13Aのガスを供給いたしますので、13Aとされている消費機器が適合いたします。

熱量 標準熱量：45メガジュール

最低熱量：43.5メガジュール

圧力 最高圧力：2.5キロパスカル

最低圧力：1.0キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度：47

最低燃焼速度：35

最高ウォッペ指数：57.8

最低ウォッペ指数：52.7

供給ガスの属するガスグループ：13A

12. 使用場所への立入り

当社または託送供給会社は、必要な業務を実施するため、お客さまの承諾をえて、係員をお客さまの供給施設または消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることを承認していただきます。

なお、お客さまの求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

13. 違約金

(1) お客さまがガス工作物の改変等によって不正にガスを使用し、そのためにガス料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、標準約款および契約要綱に定める供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額いたします。

14. 供給または使用の制限等

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

(1) 当社は、次の事由のいずれかに該当する場合には、託送供給会社の求めによりガスの供給を制限もしくは中止（以下「制限等」といいます。）し、またはお客さまに使用の制限等をしていただくことがあります。

イ 当社の注入ガス量が託送供給会社の通知する注入指示量と著しく乖離する場合

ロ お客さまが12（使用場所への立入り）に反して託送供給会社の行なう作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合

ハ お客さまが、ガス工作物を故意または過失により損傷または失せた場合

ニ お客さまが、22（供給施設の保安責任）、24（保安に対するお客さまの協力）および25（お客さまの責任）の保安に係る託送供給会社への協力または責任に反した場合

(2) 当社が(1)にかかわらずガスの供給の制限等をしない場合には、託送供給会社によりガスの供給の制限等をされることがあります。この場合、託送供給会社は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給の制限等をする旨をお知らせすることができます。

(3) 託送供給会社は、次の場合には、ガスの供給の制限等をすることができます。また、託送供給会社は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給の制限等をする旨をお知らせすることができます。

イ 災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合

ロ ガス工作物に故障が生じた場合

ハ ガス工作物の修理その他施工（ガスマーテー等の点検、修理および取替等を含みます。）のために必要がある場合

ニ 法令の規定による場合

ホ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合

ヘ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合（24〔保安に対するお客さまの協力〕(4)の処置をとる場合を含みます。）

ト 保安上またはガスの安定供給上必要な場合（24〔保安に対するお客さまの協力〕(4)の処置をとる場合を含みます。）

チ その他託送供給会社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合

(4) 託送供給会社がガスの供給の制限等をしたことに対するお客さまからの問い合わせ等に対しては、当社が対応いたします。

(5) 当社は、ガスの供給または使用の制限等とともにガス料金の減額を行いません。

15. 償還料金および價格の適用の免除

(1) 3（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合ならびに14（供給または使用の制限等）(1)、(2)および(3)によってガスの供給の制限等をし、またはお客さまに使用の制限等をしていただいた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責め

を負いません。

- (2) 18（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) ガス漏れその他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) お客さまの故意または過失によって、当社が託送供給会社から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

16. 需給契約の変更

お客さまがガスの需給契約の変更を希望される場合は、新たにガスの需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、適用を受ける契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として検針日といたします。この場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することができます。

17. 需給契約の廃止

お客さまが、標準約款および契約要綱にもとづくガスの使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

18. 解約等

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することができます。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 14（供給または使用の制限等）(1)によってガスの供給の制限等をされたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事實を解消されない場合

ロ お客さまがガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の契約（既に消滅しているものを含みます。また、電気の需給契約を含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ニ 標準約款および契約要綱によって支払いを要することになったガス料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事負担金等相当額その他標準約款および契約要綱から生じる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ホ 12（使用場所への立入り）に掲げる当社の係員の行なう作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合

ヘ ガスを不正に使用した場合、または使用しようと認められる場合

ト お客さまがその他の標準約款および契約要綱に反した場合

(2) お客さまが、需給契約の廃止の通知をされないで、その需要場所から移転され、ガスを使用されていないことが明らかな場合には、ガスを使用されていないことが明らかになつた日に需給契約は消滅するものとし、原則として、当社は、需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行ないます。

(3) (1)によって、当社が需給契約を解約する場合には、当社は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行ないます。

19. 需給契約消滅後の関係

お客さまは、託送供給会社が、需給契約の消滅後も、ガスマーテー等、託送供給会社所有の供給施設を、設置場所の所有者または占有者の承諾をえて、その場所に引き続き置かせていたことがあることについて、承諾するものといたします。

20. ガス工事

(1) ガス工事は、託送供給会社に申込みをしていただき、託送供給会社が施工いたします。ただし、託送供給会社が託送供給契約等で定める一定の工事は、託送供給会社の承諾工事人に申込みをしていただき、承諾工事人に施工させることができます。

(2) 内管およびガス栓はお客さま等の所有とし、お客さま等の負担で設置していただきます。

(3) お客さま等のために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客さま等の所有とし、お客さま等の負担で設置していただきます。

(4) お客さま等の申込みによりそのお客さま等のために設置される整圧器は、お客さま等の所有とし、お客さま等の負担で設置していただきます。

(5) お客さま等の申込みによりそのお客さま等のために設置される昇圧供給装置は、

お客様等の所有とし、お客様等の負担で設置していただきます。

- (6) ガスメーターは、託送供給会社所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客様等に負担していただきます。
- (7) お客様等の所有の供給施設の修繕費はお客様等に負担していただきます。
- (8) 本支管および整圧器 ((4)の整圧器は除きます。) は、託送供給会社の所有とし、託送供給会社が託送約款等で定める負担額を超えるときは、その差額を消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客様等に負担していただきます。
- (9) その他託送約款等にもとづく託送供給を介してお客様がガスの供給を受ける場合のガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

21. 工事負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が託送供給会社から、託送約款等に定めるところにより、お客様へのガスの供給とともにガス工事等に係る工事費、工事負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社が託送供給会社から、工事完成後、工事負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

22. 供給施設の保安責任

お客様は次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、お客様の資産となるお客様等が所有または占有する土地と道路との境界線よりガス栓までの供給施設については、お客様の責任において管理していただきます。
- (2) 託送供給会社は、ガス事業法の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 託送供給会社は、ガス事業法の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客様の承諾をえて検査いたします。
なお、託送供給会社は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

23. 周知および調査義務

- (1) 当社は、お客様に対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、ガス事業法の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いてないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客様の承諾をえて、ガス事業法で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客様にガス事業法で定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかつたときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社は、(2)のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法の定めるところにより、ふたたび調査いたします。

24. 保安に対するお客様の協力

お客様は次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客様は、ガス漏れを感じたときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を開止して、託送供給会社に通知していただきます。この場合、託送供給会社が、ただちに適切な処置をとります。
- (2) 当社または託送供給会社は、ガスの供給または使用が中断された場合、その中断の解除のためマイコンメーターの復帰操作等をお客さまにしていただくことがあります。
なお、その方法は、当社または託送供給会社がお知らせいたします。供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて託送供給会社に通知していただきます。
- (3) お客様は、22(供給施設の保安責任)(3)および23(周知および調査義務)(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社または託送供給会社は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内または建物内に設置した供給施設または消費機器について、修理、改修、移動もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) 託送供給会社は、お客様が託送供給会社の承諾なしに供給施設を変更し、または供給施設もしくは11(供給ガスの熱量、圧力および燃焼性)に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) お客様は、託送供給会社が設置したガスマーターについては、検針ならびに検査および取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 託送供給会社は、必要に応じてお客様等が所有または占有する土地と道路との境界線内の供給施設の管理等について、お客様と協議させていただくことがあります。

25. お客様の責任

お客様は次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客様は、23(周知および調査義務)(1)により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客様は、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、託送供給会社の指定する場所に託送供給会社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客様の所有とし、その設置を要する費用(設置料積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。)はお客様に負担していただきます。
- (3) お客様は、昇圧供給装置を使用する場合には、標準約款に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- (4) お客様は、お客様の所有または占有するガス工作物に関してガス事業法第62条が定める次の事項を遵守するものといたします。
 - イ 託送供給会社の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。
 - ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと。
 - ハ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができるること。

26. 供給施設等の検査

お客様は次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客様は、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料(検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといたします。(2)において同じ。)を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスマーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合を除きます。
- (2) お客様は、託送供給会社に内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客様のために設置されるガス連絡装置または整圧器および標準約款で定めるガスマーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客様に負担していただきます。

27. お客様に関する情報の取扱い

- (1) お客様は、当社が託送供給会社に23(周知および調査義務)(2)の法定の消費機器調査の結果等を調査後届け出ることについて、承諾するものといたします。
- (2) お客様は、消費段階における事故が発生した場合、託送供給会社が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします。

28. その他の

- (1) 契約期間の満了に先だって、原則として適用を受ける契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (2) 契約要綱の契約種別から他の契約種別に変更された後1年間は、原則として他の契約種別に変更される前に適用を受けていた契約要綱を適用いたしません。
- (3) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にとどき、標準約款および契約要綱を変更することができます。この場合には、契約期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス標準約款および需給契約要綱によります。
 - イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度においてガス料金を変更するとき。
 - ロ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、標準約款および契約要綱を変更する必要が生じた場合
 - ハ その他、標準約款および契約要綱を変更すべき合理的な事由が生じた場合
- (4) 標準約款および契約要綱を変更する場合には、当社は、標準約款および契約要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト(「ほくでんエネモール」を含みます。)に掲載する方法等によりお客様にお知らせすることができます。
なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することができます。また、法令の制定または改廃とともに当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト(「ほくでんエネモール」を含みます。)に掲載する方法等によりお客様にお知らせします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。
- (5) ほくでんエネモールでご利用いただける「エネモポイント」の付与および利用に関する諸条件は、ほくでんエネモール利用規約に定めるところによります。

なお、ほくでんエネモール利用規約は、ほくでんエネモールホームページ（www.enemall.hepco.co.jp）でご確認ください。

- (6) 本書に記載のある事項のほか、お客さまからの申込みにおける契約締結前の供給条件の説明について電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等により行なうことがあります。また、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることができます。
- (7) 本書に記載のある事項は、お客さまとの需給契約上特に重要となる事項を抜粋したものであり、需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、需給契約の詳細は、標準料金および契約要綱に定めるところによります。

29. 上記以外のガスプランごとの重要事項

(1) ほくでんガスプラン（FF暖房給湯）

ほくでんガスプラン（FF暖房給湯）の適用を受けるお客さまが、適用条件である専用住宅または併用住宅（ガスマーテーの能力は10立方メートル毎時以下といいます。）において消費機器を使用されることを満たさずにガスを使用された場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、ほくでんガスプラン（一般料金）および電気ガスセット割引要綱にもとづきガス料金として算定される金額（電気ガスセット割引要綱の適用を受けていない場合は、ほくでんガスプラン（一般料金）にもとづきガス料金として算定される金額といいます。）とすでに申し受けたガス料金との差額を申し受けることができます。

(2) ほくでんガスプラン（家庭用セントラルヒーティング）（ホット上手）

ほくでんガスプラン（家庭用セントラルヒーティング）（ホット上手）の適用を受けるお客さまが、適用条件である専用住宅または併用住宅（ガスマーテーの能力は10立方メートル毎時以下といいます。）において、セントラルヒーティングシステムを使用し、その同一の需要場所における使用量が1個のガスマーテーで計量されることを満たさずにガスを使用された場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、ほくでんガスプラン（一般料金）および電気ガスセット割引要綱にもとづきガス料金として算定される金額（電気ガスセット割引要綱の適用を受けていない場合は、ほくでんガスプラン（一般料金）にもとづきガス料金として算定される金額といいます。）とすでに申し受けたガス料金との差額を申し受けることができます。

(3) ほくでんガスプラン（暖房プラス）

ほくでんガスプラン（暖房プラス）の適用を受けるお客さまが、適用条件である専用住宅または併用住宅（ガスマーテーの能力は10立方メートル毎時以下といいます。）において、暖房用、融雪用または給湯用にガスを使用する機器（以下「対象機器」といいます。）を使用し、対象機器の使用量を算定する専用のガスマーテーが設置されることを満たさずにガスを使用された場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、ほくでんガスプラン（一般料金）および電気ガスセット割引要綱にもとづきガス料金として算定される金額（電気ガスセット割引要綱の適用を受けていない場合は、ほくでんガスプラン（一般料金）にもとづきガス料金として算定される金額といいます。）とすでに申し受けたガス料金との差額を申し受けることができます。

II. 電気ガスセット割引に関する重要事項

1. 同一の需要場所において、同一の名義により、当社が指定する契約種別（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）の電気の需給契約と、当社が指定する契約種別（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）のガスの需給契約を契約され、電気料金とガス料金を総括して一括して請求できるお客さまに適用いたします。
2. 基本料金および従量料金（原料費調整額は含まれるものといいます。）の合計によって算定された金額の3パーセントを割引いたします。
3. 1の条件を満たしていないことを当社が確認した場合は、当社は、電気ガスセット割引を解約いたします。
4. 本書に記載のある事項は、特に重要となる事項を抜粋したものであり、電気ガスセット割引に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、電気ガスセット割引の詳細は、電気ガスセット割引要綱に定めるところによります。

III. その他の

別途定めるキャンペーンの適用を受ける場合の適用条件、実施概要等の詳細については、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）等に掲載しているキャンペーン実施規約をご確認ください。

クーリングオフについて

次の事項は、「特定商取引に関する法律」に定める「訪問販売」および「電話勧誘販売」に該当する場合に適用となります。

1. お客さまが「訪問販売」および「電話勧誘販売」で契約された場合、本書面を受領した日から8日を経過するまでの間は、書面により無条件での申込みの撤回または契約の解除を行なうこと（以下「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力は、お客さまが書面を発信したときから発生します。
2. 前項の場合、お客さまは、
 - ① 契約手数料および違約金の支払いを請求されることはございません。
 - ② すでに引き渡された商品の引取に要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。
 - ③ ガスを消費して得た利益に相当する金額の支払い義務はありません。
 - ④ すでに料金の一部または全額を支払っている場合は、すみやかにその金額の返還を受けることができます。
 - ⑤ ガスの供給にともない、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために、当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または当社が威迫したことによりお客さまが困惑してクーリングオフを行なわなかつた場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリングオフすることができます。

[お問い合わせ先]

●電話によるお手続き・お問い合わせ

ほくでんガスプランコールセンター

（電話番号）0120-370-255

受付時間：平日9:00～17:00

（休業日：土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日、5月1日）

●インターネットによるお手続き

（お問い合わせなど）

当社ホームページ

（U R L）www.hepco.co.jp

受付時間：24時間（システムメンテナンス時間帯を除く）

北海道電力株式会社

（ガス小売事業者登録番号 B0058）

所在地 〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地